

広島県企業局告示第一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島西部地域水道用水供給水道の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年一月十四日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

株式会社水みらい広島 代表取締役社長 真鍋 孝利

2 主たる事務所の所在地

広島市中区小町一番二十五号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
広島市中区三川町七番一号			広島市中区小町一番二十五号		

三 変更年月日

平成二十七年十二月一日